第十五条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）
（略）	（略）
第三十四条の二の八第一項の規定による記録の保存	第三十四条の二の八第一項の規定による記録の保存
第三十四条の二の十第六項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存
第五百七十七条の二第五項の規定によるリスクアセスメント対象物健康診断個人票の保存	（新設）
第五百七十七条の二第十一項の規定による記録の保存	第五百七十七条の二第三項の規定による記録の保存
（略）	（略）
（略）	（略）
有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）	有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）
（略）	（略）
第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第二十八条の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
第二十八条の三の二第四項第二号の規定による記録の保存	（新設）
第二十八条の三の二第五項第二号の規定による記録の保存	（新設）
第二十八条の三の二第六項の規定による記録の保存	（新設）
第二十八条の三の二第七項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）	鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）
（略）	（略）
第五十二条の二第二項による記録の保存	第五十二条の二第二項による記録の保存
第五十二条の三の二第四項第二号による記録の保存	（新設）